

東京都浄化槽の保守点検等に関する規則

改正	昭和62年	3月31日規則第	68号
	平成3年	7月1日規則第	323号
	平成4年	3月31日規則第	93号
	平成7年	3月22日規則第	92号
	平成8年	3月28日規則第	99号
	平成9年	3月7日規則第	14号
	平成12年	3月31日規則第	143号
	平成13年	1月5日規則第	1号
	平成13年	1月5日規則第	2号
	平成17年	3月31日規則第	18号
	平成17年12月22日規則第	215号	
	平成19年	3月5日規則第	14号
	平成23年	1月25日規則第	1号
	平成24年	3月30日規則第	22号
	平成28年	2月10日規則第	33号
	令和元年	6月28日規則第	29号

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 浄化槽の保守点検等(第3条—第17条)

第3章 雑則(第18条—第20条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）及び東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年東京都条例第70号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、法及び条例で使用する用語の例による。

第2章 浄化槽の保守点検等

(浄化槽の設置又は変更の計画についての勧告書)

第3条 知事は、法第5条第2項の規定により浄化槽の設置又は変更の計画について必要な勧告をするときは、別記第1号様式の浄化槽改善勧告書により行うものとする。

(保守点検又は清掃についての勧告書、改善命令書等)

第4条 知事は、法第12条第1項の規定により浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について必要な勧告をするときは、別記第2号様式の勧告書により行うものとする。

2 知事は、法第12条第2項の規定により浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について必要な改善措置又は当該浄化槽の使用の停止を命ずるときは、別記第3号様式の改善命令書又は別記第4号様式の浄化槽使用停止命令書により行うものとする。

第5条 削除

(更新の登録の申請)

第6条 条例第3条第3項の規定により更新の登録を受けようとする者は、有効期間の満了の日前30日までに登録の申請書を提出しなければならない。

(登録申請書等)

第7条 条例第4条第1項の規定により申請者が提出する申請書は、別記第6号様式によるものとする。

2 条例第4条第2項第三号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 申請者が個人である場合には、その住民票の写し及び身分証明書

二の二 申請者が浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合において、次に掲げる法定代理人の区分に応じ、それぞれ次に掲げる書面

ア 個人 当該法定代理人の住民票の写し

イ 法人 当該法定代理人の登記事項証明書及びその役員の住民票の写し

二の三 申請者が法人である場合にあってはその役員が、浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人（当該法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）が条例第6

条第1項第一号から第六号までに該当しないことを誓約する書面

三 浄化槽管理士免状の写し

四 従業員名簿

五 営業所の案内図

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(浄化槽保守点検業者登録簿等)

第8条 条例第5条第1項に規定する浄化槽保守点検業者登録簿は、別記第7号様式によるものとする。

2 条例第5条第2項(条例第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定による当該申請者への通知は、別記第8号様式の登録通知書により行うものとする。

3 条例第6条第2項(条例第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、別記第9号様式の登録拒否通知書により行うものとする。

(浄化槽保守点検業者登録簿の閲覧)

第9条 知事は、条例第5条第3項の規定により浄化槽保守点検業者登録簿を閲覧に供するため、浄化槽保守点検業者登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)を設けなければならない。

2 知事は、前項の規定により閲覧所を設けたときは、当該閲覧所の場所を告示しなければならない。

(登録事項変更の届)

第10条 条例第7条第1項の規定による変更の届出は、別記第10号様式の登録事項変更届により行わなければならない。

2 前項の届出が次の各号に掲げる変更であるときは、当該各号に掲げる書類を前項の登録事項変更届に添付しなければならない。

一 条例第4条第1項第一号に掲げる事項の変更 住民票の写し(法人である場合には、登記事項証明書)

二 条例第4条第1項第二号に掲げる営業所の所在地の変更 営業所の案内図

三 条例第4条第1項第三号に掲げる事項の変更 登記事項証明書及び条例第4条第2項第一号に掲げる書面

四 条例第4条第1項第五号に掲げる浄化槽管理士の変更 浄化槽管理士免状の写し

(廃業等の届)

第11条 条例第8条の規定による廃業等の届出は、別記第11号様式の浄化槽保守点検業廃業等届により行わなければならない。

(登録の抹消通知)

第12条 条例第8条の規定により届出をした者又は当該浄化槽保守点検業者であった者への条例第9条第2項の規定による登録の抹消の通知は、別記第12号様式の登録抹消通知書により行うものとする。

(備えるべき器具)

第13条 条例第10条第2項の規則で定める器具は、次に掲げるものとする。

- 一 スクリーンかすかき落とし用具
- 二 パイプ及びスロットの掃除用具
- 三 スカム破砕用具
- 四 汚泥かき落とし用具
- 五 機器の分解に必要な標準工具一式
- 六 テスター
- 七 絶縁抵抗測定器
- 八 ヘルメット
- 九 照明器具
- 十 水温計
- 十一 透視度計
- 十二 水素イオン濃度指数測定器具
- 十三 溶存酸素測定器具
- 十四 残留塩素測定器具
- 十五 亜硝酸性窒素測定器具
- 十六 塩素イオン濃度測定器具
- 十七 汚泥量測定用シリンダー
- 十八 混合液浮遊物質濃度計一式
- 十九 スカム厚測定器具
- 二十 汚泥厚測定器具
- 二十一 顕微鏡
- 二十二 前各号に掲げるもののほか、保守点検を実施する上で安全衛生上必要な用具
(浄化槽管理士の身分を示す証明書)

第14条 条例第11条第3項の規則で定める身分を示す証明書は、別記第13号様式によるものとする。

(標識)

第15条 条例第12条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 登録年月日及び有効期限
- 2 条例第12条の規定により浄化槽保守点検業者が掲げる標識は、別記第14号様式によるものとする。

(帳簿の記載事項等)

第16条 条例第13条の規定で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 保守点検を行った年月日

- 二 保守点検を行った浄化槽の浄化槽管理者の氏名又は名称及び当該浄化槽の設置場所
- 三 保守点検を行った浄化槽管理士の氏名

- 2 浄化槽保守点検業者は、毎月末日までに、前月中における前項に規定する事項について、条例第13条に規定する帳簿に記載を終了していなければならない。
- 3 浄化槽保守点検業者は、前項の帳簿を、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後3年間営業所ごとにこれを保存しなければならない。

(登録取消書及び事業停止命令書)

第17条 知事は、条例第14条第1項の規定により登録を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、別記第15号様式の登録取消書又は別記第16号様式の事業停止命令書により行うものとする。

第3章 雑則

(報告)

第18条 法第10条の2第1項の規定により浄化槽管理者が提出する報告書は、別記第17号様式の浄化槽使用開始報告書によるものとする。

2 法第10条の2第2項の規定により浄化槽管理者が提出する報告書は、別記第18号様式の技術管理者変更報告書によるものとする。

3 法第10条の2第3項の規定により新たに浄化槽管理者になった者が提出する報告書は、別記第19号様式の浄化槽管理者変更報告書によるものとする。

4 浄化槽管理者は、法第53条第1項第一号の規定により、その管理に係る処理対象人員（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員をいう。以下同じ。）が501人以上の浄化槽については3箇月に1回、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第一号ハに定める区域における処理対象人員が201人以上500人以下の浄化槽については6箇月に1回、その維持管理状況を別記第20号様式の浄化槽維持管理状況報告書により知事に報告しなければならない。

5 浄化槽保守点検業者は、法第53条第1項第五号の規定により、浄化槽の保守点検受託契約基数を、毎年1回、別記第21号様式の浄化槽保守点検受託契約基数報告書により知事に報告しなければならない。

第19条 削除

(聴聞の通知の特例)

第20条 知事は、条例第14条第1項の規定による処分に係る聴聞の事案の要旨並びに期日及び場所を、その期日の1週間前の日までに告示しなければならない。

附 則

この規則は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則（昭和62年規則第68号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成3年規則第323号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都浄化槽の清掃、保守点検等に関する規則別記第1号様式、第2号様式、第8号様式、第12号様式、第17号様式、第18号様式、第21号様式及び第22号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成4年規則第93号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成7年規則第92号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年規則第99号）

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都浄化槽の清掃、保守点検等に関する規則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則（平成9年規則第14号）

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都浄化槽の清掃、保守点検等に関する規則別記第6号様式及び第9号様式から第11号様式までの規定による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成12年規則第143号）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都浄化槽の清掃、保守点検等に関する規則別記第5号様式、第15号様式、第16号様式、第19号様式から第22号様式まで、第24号様式から第29号様式まで、第31号様式及び第32号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成13年規則第1号）

この規則は、平成13年1月21日から施行する。

附 則（平成13年規則第2号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成17年規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第3号様式、第4号様式、第15号様式及び第16号様式の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第215号）

この規則は、平成18年2月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第14号）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都浄化槽の保守点検等に関する規則別記第21号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成23年規則第1号）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都浄化槽の保守点検等に関する規則別記第21号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成24年規則第22号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都浄化槽の保守点検等に関する規則別記第6号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成28年規則第33号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都浄化槽の保守点検等に関する規則別記第3号様式、第4号様式、第15号様式及び第16号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和元年規則第29号）

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都規則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。